

公 告

令和 8 年度 米教育総務第 18 号 米原市教育用ネットワーク機器更新業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度 米教育総務第 18 号 米原市教育用ネットワーク機器更新業務

(2) 業務内容

別紙「米原市教育用ネットワーク機器更新業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の 7 日以内から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

2 か年総額 202, 000, 000 円（消費税および地方消費税は含まない。）

令和 8 年度 4, 000, 000 円（消費税および地方消費税は含まない。）

令和 9 年度 198, 000, 000 円（消費税および地方消費税は含まない。）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 平成28年4月から令和8年7月までに地方公共団体が発注した公立学校の情報化業務(当該業務または類似業務)を受注し完了した実績を有すること。

4 プロポーザル実施の日程

(1) 質問受付期限	令和8年 9月 8日(火)	午後5時まで
(2) 質問回答	令和8年 9月 11日(金)	
(3) 参加申込書等受付期限	令和8年 9月 17日(木)	午後5時まで
(4) 企画提案書等受付期限	令和8年 10月 5日(月)	午後5時まで
(5) 第1次審査	令和8年 10月 6日(火)	(予定)
(6) 第1次審査結果通知	令和8年 10月 8日(木)	(予定)
(7) 第2次審査	令和8年 10月 14日(水)	(予定)
(8) 第2次審査結果通知	令和8年 10月中旬	(予定)
(9) 仮契約締結	令和8年 10月下旬	(予定)
(10) 契約成立	直近の議会の議決日	

5 問合せ先

米原市役所(本庁舎)

米原市教育委員会事務局教育総務課学校ICT推進室

担当: 柴田、田中

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

電話 0749-53-5151

メールアドレス kyoikuict@city.maibara.lg.jp

6 その他

詳細は、米原市教育用ネットワーク機器更新業務公募型プロポーザル実施要領のとおり